

年金積立金管理運用独立行政法人 業務方法書の変更(案)の概要

1. 第2期中期計画の記述に即した変更等

- ・「長期的に維持すべき資産構成割合」を「長期的な観点からの資産構成割合」に変更 など

2. 年金給付等に必要な流動性の確保に対応するための変更

- ・市場の価格形成等に配慮しつつ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保する旨を規定。
- ・予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため、必要に応じて短期借入を行うものとし、その取引先は、適切な基準を定めて選定を行う旨を規定。

3. その他、法律改正等に伴う変更

- ・「投資顧問業者」を「金融商品取引業者」に変更 など